

個情第414号  
平成29年3月29日

各都道府県知事  
各指定都市市長 殿

個人情報保護委員会事務局長  
(公 印 省 略)

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について（依頼）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第4条及び第51条に基づき、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針として「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号。以下「事業者ガイドライン」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号。以下「行政機関等ガイドライン」という。）が定められているところです。

今般、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）第2条、第5条及び第6条並びに「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第51号）第1条及び第2条が平成29年5月30日に施行されることを踏まえ、個人情報保護委員会は、本日、事業者ガイドライン及び行政機関等ガイドラインの一部を改正しました（平成29年個人情報保護委員会告示第2号及び第3号）。なお、本改正は、法改正の対応による改正であるため、実質的な内容の変更ではありません。

貴都道府県・指定都市におかれましては、行政機関等ガイドラインの改正の趣旨をご理解いただき、特定個人情報の適正な取扱いについて、ご対応をお願いするとともに、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び貴都道府県に関係する一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体、地方独立行政法人等の関係団体に対しても、行政機関等ガイドラインを周知いただくようお願いいたします。市町村に周知いただく際は、市町村に対し、当該市町村に関係する一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体、地方独立行政法人等の関係団体にも周知することを依頼いただくようお願いいたします。

また、事業者ガイドラインにつきましても、改正の趣旨をご理解いただき、管内の事業者や経済団体等（地方公共団体の第三セクター等（地方公社、一般社団法人及び一般財団法人等。）を含む。以下同じ。）に対し、周知いただくようお願い

いします。その際には、貴団体の商工・経済担当部局と認識を共有いただき、管内の経済団体等と十分に連携いただきますようお願いいたします。

なお、ガイドラインは、当委員会のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(添付資料)

- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）
- ・ 新旧対照表（行政機関等・地方公共団体等編）
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（本文及び別添安全管理措置）
- ・ (別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
- ・ 新旧対照表（事業者編）

(参考) 当委員会ホームページ

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>